

## 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに係る第2期中期目標 を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、別紙のとおり、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を定める。

（参 考）

地方独立行政法人法抜粋

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(別紙)

## 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第2期中期目標（案）

### 第1期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、平成19年度の設立以降、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制を確立している。

公立病院として、全国的にも数少ない司法精神入院棟を開設・運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療に着手するとともに、精神科医不在地域へ医師を派遣し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。

さらに入院患者の地域移行支援も積極的に実施するなど、その活動は精神科医療の中核病院として評価するものである。

平成23年3月には、東日本大震災に対して、岡山県心のケアチームとして、全国に先駆けて宮城県に赴いて災害支援活動を展開するなど、強い使命感の下に公的役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものである。

また、それら活動を支える財務内容については、良好な状態を維持し、経営基盤の充実を図ってきたところである。

### 第1 基本的な役割

公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、また、幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

### 第2 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

### 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

#### 1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

##### ①政策的医療の推進

精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。

##### ②児童・思春期精神科医療の充実

精神科医療領域に属する疾患を有する児童の増加に対処するため、受診しやすい専門外来の環境整備を行い、また、併せて児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルス問題への対応も行う総合的支援システムの構築に着手すること。

### ③精神科医療水準の向上

精神科医療従事者研修，医療・研究機関と連携した調査・研究，関係機関への助言等を率先して行うとともに，精神科臨床研修を通じ，精神科医療水準の向上を図ること。

### ④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

地域に開かれた病院として，精神科医療に関する知識の普及を通じ，精神障害のある人への正しい理解のための普及啓発に取り組み，共生社会の実現に向けて寄与すること。

### ⑤災害対策

災害など重大な危害が発生した場合には，県が実施する災害対策に協力し，必要な精神科医療を提供するとともに，病院資産の損害を最小限にとどめ，持続的な医療の提供を可能とするための危機管理体制を整備すること。

## 2 患者や家族の視点に立った医療の提供

### ①患者の権利を尊重した医療の提供

精神科医療においては，特に，患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため，法令等を遵守して，職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。

### ②患者・家族の満足度の向上

患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し，ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど，患者や家族の視点に立って，その満足度が高められるように努めること。

## 3 医療の質及び安全の確保

### ①医療水準の向上

公立病院として，政策的医療の提供と診療実績の公開をさらに推進し，医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう，医師をはじめ優れた医療従事者の確保，養成に努め，その適正な配置により精神科医療水準の向上を図ること。

### ②医療安全対策の徹底・検証

医療事故を未然に防止し，患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため，医療安全対策を徹底するとともに，その実施効果について検証に努めること。

## 4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

### ①リハビリテーションの充実

多様化する精神科医療ニーズに即応するための体制を構築し，多職種による効率的，効果的なリハビリテーションを行い，患者の自立と社会参加が早期に達成できるよう努めること。

### ②地域医療連携の強化

患者がより適正な医療を受けられるよう，地域の医療機関との病診・病病連携を推進し，地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。

### ③訪問・通所型医療の提供

精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うための体制整備に取り組むこと。

## 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分にいかして、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確立できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

### 1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

### 2 適正な就労環境の整備と人事管理

職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

## 提 案 理 由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに係る中期目標を定めるため、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。